

給水装置工事におけるメータ用ボルトナット並びに フランジパッキンの取扱いについて

(制定 昭和 60 年 6 月 18 日課長決)

(最近改正 平成 10 年 3 月 31 日)

給水装置工事のうちメータ口径 50mm 以上に使用するメータ用ボルトナット並びに
フランジパッキンについては指定給水装置工事事業者調達とする。

附則

この取扱いは昭和 60 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。